

令和5年度石岡市立小学校閉校記念事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、令和6年に統合再編される石岡市立小学校において、閉校するに当たり実施する記念事業に対し、予算の範囲内で補助するものとし、当該補助金の交付については、石岡市補助金等交付規則(平成17年石岡市規則第57号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の対象となる団体(以下「補助対象団体」という。)は、閉校する学校、閉校する学校のPTA、閉校する学校区の住民で構成された実行委員会等であって、市長が適当と認める団体である。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げるとおりとする。ただし、上限額は、100万円とする。

- (1) 閉校記念行事に要する経費
- (2) 記念品に要する経費
- (3) 閉校記念誌等の発行に要する経費
- (4) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条の補助対象経費の額の2分の1以内の額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、小学校閉校記念事業費補助金交付申請書(様式第1号)を、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定をするものとする。

(交付の決定の通知等)

第7条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに、小学校閉校記念事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、補助金を交付することが適当でないとき、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容について、次に掲げる変更理由が生じた場合は、小学校閉校記念事業費補助金変更申請書（様式第3号）に、必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、軽微な内容の変更又は経費の2割以内の変更については、この限りでない。

- (1) 補助事業の全部又は一部について内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の全部又は一部を中止しようとするとき。
- (3) その他市長が必要と認める事項を変更するとき。

2 市長は、前項の規定により申請があった場合において、当該申請の内容が適正であると認めるときは、その承認をするものとする。この場合において、補助金の交付決定額の変更を必要とするときは、小学校閉校記念事業費補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、補助事業者へ通知するものとする。

(状況報告)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業等の遂行の状況に関し、補助事業者から報告を求めることができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該年度の3月31日までに、小学校閉校記念事業費補助金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 支出に係る領収書の写し
- (3) その他必要な書類

(補助金等の額の確定等)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告に係る書類等により、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、補助金の額の確定を行った場合は、速やかに、小学校閉校記念事業費補助金確定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、補助事業に是正の見込みがなく、補助金を交付することができないと認めるときは、速やかに、その旨を補助事業者に連絡するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助事業者は、補助金の額の確定について、前条第2項の規定による通知を受けたときは、小学校閉校記念事業費補助金交付請求書(様式第7号)に、小学校閉校記念事業費補助金確定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(概算払)

第13条 市長は、前条の規定にかかわらず、事業の運営上必要があると認めるときは、交付決定額の全部又は一部を事前に概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、第7条第1項又は第8条第2項の規定による通知を受けた後、小学校閉校記念事業費補助金交付請求書に、小学校閉校記念事業費補助金交付決定通知書又は小学校閉校記念事業費補助金変更交付決定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

3 補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けたときは、第10条の規定により実績報告を行う際に、小学校閉校記念事業費補助金精算書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定の取消し)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を定められた目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 市長が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第7条第1項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

4 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、小学校閉校記念事業費補助金返納・返還命令通知書(様式第9号)により、期限を定めて、

その返納又は返還を命ずるものとする。

(理由の提示)

第15条 市長は、補助金の交付の決定の取消しをするときは、当該補助事業者に対してその理由を示すものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

年 月 日

石岡市長 宛

学 校 名

住 所

団 体 名

代表者氏名

小学校閉校記念事業費補助金交付申請書

令和5年度石岡市立小学校閉校記念事業費補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 補助事業の目的

()

3 補助対象事業（対象経費に○）

記念行事 記念品 記念誌 その他（事務費・会議費等）

4 収支予算

(1) 収入の部

区 分	予算額(円)	備 考
補 助 金		
そ の 他		
計		

(2) 支出の部

区 分	予算額(円)	備 考
計		

様式第 2 号(第 7 条関係)

第 号
年 月 日

様

石岡市長 印

小学校閉校記念事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、令和 5 年度石岡市立小学校閉校記念事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

記

1 決定の区分 交付 不交付

2 補助金交付決定額 金 円

3 交付条件

- (1) 補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業の内容に変更（軽微な変更を除く。）が生じた場合は、変更申請を行い、承認を受けること。
- (3) 補助事業完了後、小学校閉校記念事業費補助金実績報告書を市長に提出すること。

4 不交付の理由

年 月 日

石岡市長 宛

学 校 名

住 所

団 体 名

代表者氏名

小学校閉校記念事業費補助金変更申請書

年 月 日付で交付決定通知のあった補助金について、下記のとおり変更したいので、令和5年度石岡市立小学校閉校記念事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

1 交付決定額 金 円 (うち概算交付済額 金 円)

2 変更後の補助金の申請額 金 円

3 変更の内容(理由)

()

4 変更収支予算

(1) 収入の部

区 分	予算額(円)	備 考
補 助 金		

そ の 他		
計		

(2) 支出の部

区 分	予算額(円)	備 考
計		

様式第4号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

石岡市長 印

小学校閉校記念事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の変更については、令和5年度石岡市立小学校閉校記念事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により承認し、補助金の額を、下記のとおり変更決定したので、通知します。

記

1 補助金変更交付決定額 金 円

2 交付条件

- (1) 補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業完了後、小学校閉校記念事業費補助金実績報告書を市長に提出すること。

年 月 日

石岡市長 宛

学 校 名

住 所

団 体 名

代表者氏名

小学校閉校記念事業費補助金実績報告書

年 月 日付で交付決定のあった補助金の事業について、下記のとおり実施したので、令和5年度石岡市立小学校閉校記念事業費補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて、報告します。

記

1 交付決定額 金 円(うち概算交付済額 金 円)

2 実績の概要 (内容、成果等)

()

3 添付書類

- (1) 収支決算書
- (2) 支出に係る領収書の写し
- (3) その他必要な書類

様式第 6 号(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

石岡市長 印

小学校閉校記念事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助金について、補助金実績報告書の審査結果に基づき、下記のとおり交付額を確定しましたので、令和 5 年度石岡市立小学校閉校記念事業費補助金交付要綱第11条第 2 項の規定により、通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |

年 月 日

石岡市長 宛

学 校 名

住 所

団 体 名

代表者氏名

小学校閉校記念事業費補助金交付請求書

年 月 日付けで交付決定・確定通知のあった補助金について，令和5年度石岡市立小学校閉校記念事業費補助金交付要綱第12条及び第13条の規定により，下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 請求額の内容

交 付 決 定 通 知		年 月 日付け通知（ 第 号）
補 助 金 交 付 決 定 額		円
確 定 通 知		年 月 日付け通知（ 第 号）
補 助 金 確 定 通 知 額		円
内 訳	既 受 領 額	円
	今 回 請 求 額	円
	残 額	円

※補助金交付決定通知書又は補助金確定通知書の写しを添付すること。

3 振込先

この請求金額は，次の口座に振込願います。

振込口座	銀行・信金・信組 農協・労金			本店 支店(所)
種 別	普通 ・ 当座	口座番号	第	号
フリガナ				
口座名義				

※フリガナ欄は、口座名義人のカタカナ名を記入すること。

※申請者と振込先口座名義が違う場合は、委任状を提出すること。

様式第 8 号（第13条関係）

年 月 日

石岡市長 宛

学 校 名

住 所

団 体 名

代表者氏名

小学校閉校記念事業費補助金精算書

概算払により交付のあった補助金について，令和 5 年度石岡市立小学校閉校記念事業費補助金交付要綱第13条第 3 項の規定により，下記のとおり精算します。

記

1 精算の内容

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 概算払額 | 金 | 円 |
| (2) 交付確定額 | 金 | 円 |
| (3) 精算額 | 金 | 円 |

第 号
年 月 日

様

石岡市長 印

小学校閉校記念事業費補助金返納・返還命令通知書

年 月 日付けで交付決定・確定通知した補助金について、令和5年度石岡市立小学校閉校記念事業費補助金交付要綱第14条第4項の規定により、下記のとおり返納・返還するよう通知します。

- 1 返納・返還すべき金額 金 円
- 2 返納・返還期限 年 月 日
- 3 返納・返還方法 別紙返納通知書による。
- 4 補助金の内容

交付決定通知	年 月 日付け通知(第 号)
補助金交付決定額	円
交付確定通知	年 月 日付け通知(第 号)
交付確定通知額	円
補助金の既交付額	円 (年 月 日交付)
返納・返還事由	